

平成23年度 人権・同和教育の重点目標

～誰もが安心して暮らせる人権を尊重するまちづくり～

- 1 人権・同和教育の総合的、計画的な推進と推進体制の整備、充実
- 2 地域社会における啓発並びに学習機会の提供
- 3 就学前・学校教育における人権・同和教育の推進
- 4 琴浦町の人権啓発、福祉の向上、住民交流の拠点としての文化センター事業の充実

◆印は、今年度新規に加えたものを示しています。

1. 「人権・同和教育の総合的、計画的な推進と推進体制の整備、充実」

(1) ◆町あらゆる差別をなくする実施計画(後期分)の推進

- ① 「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に基づき、平成23年度から5年間で計画期間とする『琴浦町あらゆる差別をなくする実施計画(後期分)』の効果的な事業推進に努める。

・町あらゆる差別をなくする審議会
・町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム
・県立高等特別支援学校開校に向けた人権のまちづくりを推進する体制づくり

(2) 人権・同和教育推進体制の整備及び充実

- ① 町人権・同和教育推進協議会(以下、町人・同推協とする)や各地区同和教育推進研究協議会(以下、各地区同推協とする)等との連携による推進体制の整備、充実を図る。

・東伯中学校区の各地区同推協の充実
・赤碕中学校区の各地区同推協の設立
・各地区同推協会長連絡会

(3) 推進者の確保と資質の向上

- ① 町人権教育推進員や各部落人権・同和教育推進員を設置し、指導・推進体制の充実を図る。

町人権教育推進員:2名、各部落人権・同和教育推進員:全部落

- ② 行政職員、教職員、各部落人権・同和教育推進員、社会教育関係団体役員などを推進者と位置づけ、各種研修会、講座の実施や、県内外で行われる各種大会へ派遣し、推進者の資質の向上に努める。

・人権・同和教育講座 ・差別をなくする町民のつどい(12月4日)
・人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会(平成23年度一倉吉市:8月3・4日)
や全国人権・同和教育研究大会(平成23年度一鹿児島県:11月26・27日)等への派遣ほか

- ③ 人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)の推進及び事前研修会での学習により、推進者の資質の向上を図る。

人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)及び事前研修会

- ④ 町行政職員においては、研修の充実を図り資質の向上に努める。

2. 「地域社会における啓発並びに学習機会の提供」

(1) 豊かな人間性と人間関係を育む人権・同和教育の推進

- ①◆平成21年度に調査実施し、平成22年度に分析・考察を行った住民意識調査で明らかになった成果と課題を各地区同推協等の推進機関で共通理解するとともに、住民への周知・啓発を図る。

また、各地区同推協、各地区公民館等各機関との連携強化により一層の住民意識の把握と課題の明確化に努める。

◆各種研修会や町人・同推協広報紙「つながりあうことうら」等を活用した住民意識調査結果の周知・啓発

- ・人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)及び反省会
- ・各地区同推協会長連絡会

- ② 同和問題をはじめあらゆる人権問題解決へ向けた学習機会を提供する。
研修会等の企画にあたっては、住民意識調査結果に基づき課題解決へ向けて内容の充実を図る。

人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)、
差別をなくする町民のつどい(12月4日)、
人権・同和教育講演会、
町人・同推協広報紙「つながりあうことうら」発行ほか

- ③ 部落解放月間(7月10日～8月9日)、並びに部落解放週間(人権週間:12月4～10日)における啓発ワッペン着用等の広報・啓発活動を推進する。

・町内公共施設、企業等での啓発用看板の設置
・保育園児、幼稚園児、小中学生、役場職員等の啓発ワッペンの着用ほか

- ④ 広報紙等による広報・啓発活動の充実を図る。

町人・同推協広報紙「つながりあうことうら」発行や
町報等を利用した広報、啓発ほか

- ⑤ 家庭内における人権・同和教育の推進に努める。

・人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)
・町人・同推協広報紙「つながりあうことうら」等による家庭内での話し合いのきっかけづくりと家庭教育の推進
・「10秒の愛」キャンペーンの推進

(2) 社会教育関係団体、企業等の自主的な学習の支援と促進

- ① 自主的な学習に対しての支援、促進を行い、学習内容の充実と住民の学習機会の拡充を図る。

・保育園保護者会、幼稚園・小中学校PTA等社会教育関係団体や企業が実施する研修への講師謝金の助成
・人権啓発ビデオの貸出し
・各研修会での講演、指導ほか

- ② 人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)等をPTA等保護者研修の一環として位置づけるなど保護者の参加を促進し啓発に努める。

3. 「就学前・学校教育における人権・同和教育の推進」

(1) 同和問題の認識と人権意識を育む教育活動の充実

①◆基本的人権についての理解を深めるとともに、人権問題の内容とその解決に向けた取り組みを理解することができる教育活動を推進する。【学校：共通項目】

② 同和問題をはじめ、障がいのある人、女性、外国人、子ども、高齢者、病気にかかわる人の人権に関する問題など、生活の中にあるさまざまな偏見や差別の問題を積極的に教材化し、すべての児童生徒が自らの置かれている社会的立場の自覚を深める指導を充実する。

◆そして、同和問題などの人権問題に対する自分や周りの人の立場を理解し、自分の問題として解決しようとする態度の育成に努める。【学校：共通項目】

- ・自らが置かれている社会的立場の自覚を深める学習の実施(各小中学校)
- ・町人・同推協学校幼保部会等での授業研究会と研修機会の充実
- ・人権・同和教育交流学習会(小6)

③ ゲストティーチャーの活用やフィールドワークなど体験的参加型学習活動をとおし、被差別部落の歴史や文化、人の生き方に学び、差別を許さない人間の育成に努める。

ゲストティーチャー、フィールドワーク、ワークショップを導入した教育活動

④ 保幼小中学校一貫して児童生徒の発達段階や地域の実態をふまえ、子どもの変容をしっかりと評価し、年間指導計画や指導内容の改善を図りながら、心に響く授業や保育の創造に努める。

- ・町教育研究会との連携を図り授業研究会や事例研究会による授業の充実、指導方法の工夫改善や授業評価の実施による教育活動全般の見直し。また、指導資料・教材についての共通理解。
- ・県委託事業「人権教育実践事業」による「育てたい資質・能力」の町共通項目の設定と、それに基づく全体計画、年間指導計画の立案
 - －新学習指導要領(小学校－平成23年度、中学校－平成24年度)への対応を図る。
 - 事業期間:平成22～23年度
 - 対象:全校…町小中学校人権教育主任会で検討)
- ・新学習指導要領の実施に伴う共通教材の整備
- ・町小中学校人権教育主任会の開催ほか

⑤ 学校や学級で起きている問題について、児童生徒が自分たちで気づき、解決していく活動を通して、自治的能力や問題解決に必要な知識、技能、態度を養い、生活の中にある部落差別やあらゆる差別の問題についても、児童生徒が主体的に差別をなくしていこうとする実践力を育成する。

◆また、自分や周りの人で、人権が大切にされる集団や社会をつくろうとする態度を育成する。【学校：共通項目】

- ・児童生徒会組織に人権専門委員会の設置
- ・児童生徒による人権集会の開催

⑥ 同和問題学習においては、人間の尊厳を大切にし、差別に立ち向かい温かい人間性を貫いてきた生き方に学ぶ等、未来に展望の持てる授業、また、差別することの愚かさ、醜さに気づき、差別を許さない実践力を育む授業を工夫する。

- ⑦ 指導にあたっては、児童生徒の心情や考え方、受け止め方等について授業後に必ず点検、評価しながら事後指導に努める。

町人・同推協学校幼保部会での授業研究会ほか

- ⑧ 保幼小中学校が連携して、人権・同和教育に関する授業研究会、事例研究会等を実施し、児童生徒の実態や変容に基づく指導の充実を図る。

・町人・同推協学校幼保部会での授業研究会や部会
 ・各文化センターでの連絡会
 ・各小学校区の保育園、幼稚園、小学校連絡会ほか

(2)豊かな心や自尊感情を育む仲間づくりの充実

- ①◆自分自身や周りの人を大切な一人の人間とすることができる教育活動を推進する。

【学校：共通項目】

- ② 人と人との出会いを大切にしながら、安心して自分の思いや願いあるいは悩み等が語れ、またそれを受け止め、返していける確かな仲間づくりを進め、自己と他者が共に生きるうれしさや喜びを共有したり、自尊感情を育む教育活動の創造に努める。
- ③ 人権ファイル、心のノート、日々の日記等の活用を通して児童生徒一人一人の心情を十分把握し、個に応じた支援を図る。

・両中学校の町教育相談員やスクールカウンセラーとの連携
 ・各文化センター連絡会での情報交換と課題の共有化

- ④ ボランティア活動等の社会奉仕体験活動、高齢者や障がいのある人との交流活動、自然体験活動など、さまざまな体験活動の機会をとおして豊かな心や自尊感情を育てる。

・福祉ボランティア体験をとおした交流活動の実施
 ・縦割り班など異年齢集団による活動
 ・ゲストティーチャーとの出会いや交流の場、機会の充実

- ⑤ 学校や学級で人権尊重の雰囲気積極的に醸成し、教室が、安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った学級経営や教室環境の整備に努める。

・人権をテーマにした作品を展示する「人権コーナー」の設置
 一人権啓発作文、標語、ポスターの制作、掲示
 ・児童生徒会組織に人権専門委員会の設置
 ・児童生徒による人権集会の開催
 ・特別支援学校、学級との交流の推進と充実

(3)児童生徒の支援と進路保障の充実

- ①◆正しい生活習慣を身につけようとする態度や、自律した生活をしようとする態度を育成する。【学校：共通項目】

- ② 一人一人の子どもの生活・学力実態等を的確に把握し、児童生徒の学力や進路意識の向上等の教育課題の解決に向けて、保護者や地域との密接な連携を図りながら地域ぐるみの取り組みを推進する。

・各学校に配置されている加配が十分に生かされる学校運営
 ・各文化センター連絡会ほか

- ③◆自己実現に向けて、目標に向かって粘り強く取り組んだり、自分の生き方を切り拓くことができる能力や態度の育成に努める。【学校：共通項目】

- ④ 学校全体で、就学指導や特別支援教育の充実に努め、支援の必要な児童生徒についての支援体制を整備するとともに、児童生徒、保護者の特別支援教育への理解と啓発を推進する。

- ⑤ 進路保障に向けて、文化センター、家庭、地域と連携して学習会の充実に努め、学習習慣の定着や、差別に気づき、差別を許さない仲間づくりの推進を図る。

学習会—浦安小、成美小、東伯中、赤碕中

(4) 学校、家庭、地域がつながり合う教育活動の充実

- ① 学校は家庭や地域に向けて人権・同和教育の成果の発信に努め、部落差別をはじめあらゆる偏見や差別の問題を取り上げた授業等の公開や懇談会等を積極的に実施するとともに、その内容や方法を工夫して啓発に努める。

人権・同和教育参観日の実施(全小中学校)

- ② 保幼小中学校におけるPTA活動を人権・同和教育の研修の重要な機会と捉え、系統的な研修内容や計画のもとに保護者啓発の一層の充実に努める。

・「10秒の愛」キャンペーンの実施

・小中学校PTA人権・同和教育研修会の開催

- ③ 各地域で開催される人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）等をPTA研修の一環として位置づけ、教職員及び保護者が積極的に参加し、本町の人権・同和教育の推進に努める。

・部落解放文化祭への参加(東伯文化センター、赤碕文化センター、赤碕中)

・人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）、

同和問題懇談会への参加及び協力 ほか

- ④ あいさつ運動や地域行事への参加を通して、自分の住んでいる地域やまちに誇りや愛着を持つとともに、人と人が豊かにつながり合う活動や啓発の推進に努める。

(5) 教職員の指導力の向上と研修の充実

- ① すべての教職員が差別の現実から深く学び、差別を「しない」「させない」「許さない」人としての生き方を追求するとともに、その解決を自らの責務として研究、実践に努める。

・新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会(東伯:8月11日、赤碕:8月9日)

・町人・同推協学校幼保部会現地研修会(赤碕中学校区)

- ② 具体的な課題解決に向けて、校内における人権・同和教育推進委員会等の活動を通して全教職員が共通理解を図るとともに、計画的に授業研究、事例研究等の研修の機会を設け、教職員一人一人の資質と指導力の向上に努める。

- ③ 町人・同推協や各関係機関等との連携を緊密にし、人権・同和教育の推進に努める。

・町人・同推協学校幼保部会による連携及び研修

・新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会(東伯:8月11日、赤碕:8月9日)、差別をなくする町民のつどい(12月4日)など各種研修会への参加による研修会の充実

4. 「琴浦町の人権啓発、福祉の向上、住民交流の拠点としての文化センター事業の充実」

(1) 啓発・広報活動の推進並びにコミュニティセンターとしての事業の充実

- ① 全町民を対象に人権・同和教育の学習機会の提供と内容の充実に努める。また、講演会や現地研修会を通して町民が心豊かにつながり合う交流活動の促進を図る。

部落解放文化祭(東伯:11月26～29日、赤碕:11月19～21日)、

解放教育講座(赤碕)、同和問題懇談会(東伯:年8回)、

◆人権課題講座(赤碕:年6回)、現地研修会、

赤碕文化センター杯グラウンド・ゴルフ交流大会(赤碕)

- ② 町民の主体的な文化・教養に関する学習活動を促進し、学習機会の拡充を図る。

教室活動(水墨画、習字、小物手芸、生け花、民踊、茶道、華道、手話、太極拳)、
サークル活動(ピンポン、ボテ茶、ダンス、コーラス)

- ③ 広報紙等による広報・啓発活動の充実を図り、家庭内における人権・同和教育を推進する。

文化センターだより、児童館だよりの発行(両館)

- ④ 乳幼児期から子ども同士の仲間意識を育てるとともに、保護者同士のつながりを強固にし、地域が一体となって子育てに取り組む環境づくりに努める。また、親子のふれあい、地域に住む様々な人とのふれあいを通して、子どもたちの自尊感情を高め、豊かな人間形成をめざす。

・親子ひろばびーのびーの(東伯)、お星さまクラブ(赤碕)、
子育てふれあい事業(赤碕)
・地域活動組織(しもいせ保護者クラブ、成美ほんぼちクラブ)の支援、育成
・放課後児童クラブ(なるみっこクラブ)(赤碕)

- ⑤ 一人一人の子どもの生活実態等を的確に把握し、学校、家庭、地域と密接な連携を図りながら、児童生徒の基本的な生活習慣の確立と進路意識の向上を図る。

東伯文化センター定例連絡会(東伯)、解放教育・保育推進連絡会(赤碕)、
学習会(両館)、リバティースクール(宿泊研修)(東伯)

- ⑥ 進路保障に向けて、学校、家庭、地域と連携して学習会の充実に努め、共に自分の思いや願い、悩み等を語り、お互いを高め合い、差別に気づき、差別を許さない仲間づくりを推進する。

・学習会(両館)、学習会5年生の交流会(両館)、
東伯郡解放子ども会の集い(6年生)、
部落解放中部地区中学3年生交流会、
学習会県外研修(東伯:中学生と保護者、赤碕:小6と中1)
・保護者が主体的に関わる学習会運営の推進
(親子学習会、保護者・先輩による絵本の読み聞かせ・スピーチ)

(2) 相談事業・福祉活動の充実

- ① 全町民を対象に人権問題、福祉、保育、教育、就職、日常生活での心配や困りごとなどの相談に取り組み、一人一人の尊厳、人間性豊かな自立と絆を育む。

・就労保障の推進 ・家庭訪問の充実 ・民生委員、区長等との連携強化

- ② 高齢者を対象に学級会を開催し、人権・同和教育研修会、文化活動、健康・食事指導などを行い、仲間との豊かなつながりを築くとともに、福祉の向上を図る。

高齢者学級会(東伯)、高年者学級会(なかよしクラブ)(赤碕)

(3) 文化センター職員体制の充実と職員の資質の向上

- ① 各文化センターへ館長、職員を設置し、事業内容の充実を図る。また、町生活相談員を設置し、相談事業の充実を図る。

文化センター館長1名×2館、隣保館指導員1名×2館、児童厚生員1名×2館、
町生活相談員:2名

- ② 各種研修会への派遣により職員としての資質の向上に努める。

県隣保館連絡協議会、県児童館連絡協議会への派遣ほか

平成22年7月1日

琴浦町における「人権教育」

琴 浦 町
琴浦町教育委員会

琴浦町では平成16年9月1日の町村合併を契機に、町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例を制定、人権・同和教育課を設置し積極的に施策を推進してきました。

そして、学校教育や社会教育において同和教育と位置付けていたこの教育及び啓発を「人権・同和教育」と町独自に呼称し、これが定着しています。

国際社会、国そして県の動向が同和教育から人権教育に転換される中、本町の「人権・同和教育」について整理し、改めてその意味を明確にしたいと思えます。

1. 同和教育について

同和問題を解決する重要な方策である「同和教育」は戦前、それまでの融和教育に引き続いて昭和16年（1941年）から行政用語として用いられるようになりました。

戦後になり公式に用いられたのは昭和27年（1952年）文部省の次官通達からです。

同和教育については、同和対策審議会答申(昭和40年)の第3部、4. 教育問題に関する対策、(1) 基本の方針の文中において「同和問題の解決に当たって教育対策は、人間形成に主要な役割を果たすものとしてとくに重要視されなければならない。(中略。)したがって同和教育の中心的課題は法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである」と規定しています。

国はこの同和対策審議会答申を踏まえ、同和対策事業特別措置法(昭和44年)、地域改善対策特別措置法(昭和57年)、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和62年)をそれぞれ制定し平成14年3月31日まで特別対策を実施してきました。

2. 同和教育から人権教育へ

特別対策の成果と評価については地域改善対策協議会意見具申、同総括部会報告書(平成8年)が提出されており、報告書の4. 今後の重点施策の方向(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進の項目で「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」と今後の方策の基本的な在り方を示しました。

3. 人権教育について

同年、政府はこの意見具申を受け「同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業を一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進」することを閣議決定し、人権擁護推進法が制定(平成8年)されました。

さらに、国連10年国内行動計画（平成9年）や人権擁護推進審議会答申（平成11年）等の経過をへて平成12年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

同法の制定が「同和教育」から「人権教育」への大きな転換期となりました。

「人権教育」については同法第2条において「人権教育とは人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義していますが、これまで私達が「同和教育」で取り組んできた「同和問題」の解決については条文がありません。

4. 人権課題と同和問題について

しかし同法第7条の規定に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年）では、取り組むべき人権課題12項目の1つに同和問題を掲げ、文中「地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。（(1)～(10)略）」と明記されています。

これは法律により同和教育から人権教育へと呼称が変わっても、同和問題解決への取組みの重要性に変わりのないことを、この基本計画で明らかにしたものです。

5. 人権・同和教育について

本町における同和教育は、憲法に保障された基本的人権に係る課題である同和問題の解決を中心にしながら、差別の現実に深く学び、一人ひとりの生き方や社会のあり様を問い直すことで、暮らしの中にある様々な人権問題に気づき解決していく取組みへと発展してきた教育です。

こういった経緯を振り返ると、本町においては、同和教育を発展させながら人権教育を行ってきたといっても過言ではありません。

そして「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定・執行を契機に「同和教育」は再構築され「人権教育」となりました。

しかし、「同和教育」が「人権教育」に変わることにより、「部落差別はなくなった」「部落問題を勉強する必要はない」など同和問題に対する誤った認識が生まれる可能性があります。

このため、本町の人権教育の推進にあたり、同和問題の解決へ向けた取組みが引き続き重要であることを再認識し、また周知することが必要です。

これを踏まえ

同和問題はなお未解決の現実の問題であり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、この問題が重要な人権課題であると指摘している事を明確にするため、本町では「人権教育」を「人権・同和教育」とします。